

5・1 水先問題

5・1・1 水先人養成制度

平成 19(2007)年 4 月施行の改正水先法により、「省令料金から認可料金への移行」、「水先区の統合」、「等級別免許制度の導入」等の抜本的な制度改革が実現した。さらに、免許を取得するためには、登録水先人養成施設における養成課程の修了が義務付ける養成制度も新設された。

制度改正から 6 年目となり、この間関係者より養成について改善が必要との指摘が出されていた。また改正水先法上も 7 年以内にその施行状況の見直しを行うことになっていた。

このため、これを受けて国土交通省が広く関係者にアンケートを実施したところ、水先人の養成制度全般について、改善すべきとの意見が多く提出されたことから、関係者による専門的で実際的な検討を行う「水先人養成を初めとする水先制度の施行状況に関する懇談会」(以下「水先レビュー懇談会」)が平成 24(2012)年 9 月に水先人の養成支援を行っている(財)海技振興センター内に設置された。

水先レビュー懇談会では、当協会からも港湾関連業務専門委員会 副委員長等が参画し、安全運航に資する優秀な水先人の養成を前提として、水先人会が責任を持って主体的に取り組むべきとの考え方を基本に、養成支援事業については、養成規模や内容に応じた効率的な運用を求めた。

その後、水先人会、養成施設、当協会から関係者によるレビューが延べ 10 回にわたり行われ、平成 25(2013)年 6 月に改善すべき施策が概要は以下の通り取りまとめられた(詳細は【資料 5-1-1-1】参照)。また、これを受けて水先人を中心として養成内容がより実践的に見直されるとともに、これまで三校であった登録養成施設は、海技大学校に一本化されることとなった。なお、同校内に設立された「水先人養成センター」において、水先人が主体となった新しい養成教育が順次開始された。

(1) 水先レビュー懇談会による取りまとめ

① 水先人の養成規模

一級水先人(船長経験者)は、今後 10 年、年平均 48 名程度の大量の廃業者が出る一方で、その後継者である船長の在籍者数の状況から、供給規模は年間 20～26 名程度にとどまると見込まれている。これを前提に、水先業務体制を維持していくためには、一級水先人の不足分は、二級(一等航海士経験者)および三級(新卒等)水先人に頼らざるを得ず、これまで募集を見送ってきた二級についても毎年 5 名を募集するとともに、毎年 25 名を募集してきた三級は水先人会の受け入れ態勢などを考慮して 10 名とし、今後 5 年間はこの規模で養成することとなった。

② 養成教育の内容

水先人会連合会を中心に実践的でかつ効果的な養成となるよう検討を進め、一～三級まで養成期間は短くする方向で調整を行っている。但し、新卒者等で航海士経験 1 年未満の者に対しては、船員の常務を会得するため養成課程の前段階として、航海士としての乗船訓練を 2

年間設定し、この間最低 1 年以上乗船させることとなり、この三級新課程は平成 26 年実施に向けて調整が行われている。なお、乗船訓練機会の提供については、当協会としても可能な範囲で協力していくこととしている。

③養成への支援

これまでの養成支援(養成手当の支給)を基本に検討が行われているが、航海士経験 1 年未満の者に対する乗船訓練中については、現在の(公財)日本船員雇用促進センター(SECOJ)の外航日本人船員(海技者)確保・育成スキームに倣い、(財)海技振興センターによる雇用、船社への在籍出向を前提に、給与として支給することが想定されており、詳細検討中である。当協会としては支援が有効に機能するよう適切かつ透明性のある運用を求め、意見反映に努めている。

(2)水先人養成支援対象者の状況

(財)海技振興センターの水先人養成支援対象者の募集員数については、これまで、一級水先人は各水先区における廃業予定者数等を踏まえた補充を基本とし、三級水先人は当初 5 年程度を 25 名の定数養成との方針で決定されてきた。二級水先人は一級の応募員数が減少し、欠員が生じるような事態に陥った場合に募集について検討することとしてきた。

平成 26(2014)年度は一級水先人を 43 名程度とする一方、前述の水先レビュー懇談会の議論を踏まえて二、三級水先人の募集を見直すこととされ、二級は 5 名程度、三級は 10 名程度とした。

これまでの水先人養成支援対象者の募集、免許取得等の状況は、【資料 5-1-1-2】の通りであり、平成 26(2014)年 3 月末現在、同センターの支援制度の下で 284 名(一級 231 名、三級 53 名)が免許を取得している。

5・1・2 日本水先人会連合会との懇談会

当協会は、開催が途絶えた状態にあった日本水先人会連合会との懇談会を再開し、今後の課題に関する意見交換を行った。その結果、組織的な安全対策の強化、後継者の確保・育成について取り組むべきとの認識で一致したことから、平成 26(2014)年 3 月 12 日に国土交通省海事局長宛てに要望書【資料 5-1-2-1】を提出し、水先引受法人化をはじめとする解決策について、同省を含む三者による検討を進めていくこととした。

5・1・3 横浜川崎区の強制水先対象船舶に関する検討会

横浜川崎区の強制水先対象船のトン数(現行 3,000 総トン)の引き上げに関する港湾管理者等からの要望を受けて、国土交通省は「横浜川崎区の強制水先の対象船舶に関する検討会」(【資料 5-1-3-1】参照)を平成 26(2014)年 2 月に設置した。当協会はユーザーの立場からこの検討に参画し、当該水域の実情に即した安全確保や見直された場合の安全面の検証などの観点から意見表明を行った。